

（午前9時40分 開議）

○議長（中西峰雄君）おはようございます。

本日は、3月定例議会の最終日になるわけですが、会議を開く前に東北関東大震災の犠牲となられた皆さま方に対しまして黙禱を捧げたいと思います。起立お願いいたします。

（黙禱）

○議長（中西峰雄君）ありがとうございます。ご着席ください。

ただ今の出席議員数は23人で定足数に達しております。

○議長（中西峰雄君）これより本日の会議を開きます。

○議長（中西峰雄君）この際、報告いたします。

総務委員会委員長、山田君から平成23年3月15日付をもって議案1件が、同じく経済建設委員会委員長、井上君から平成23年3月16日付をもって議案1件が、提出されました。

議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中西峰雄君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において3番 富岡君、8番 岡本君の2人を指名いたします。

日程第2 議案第28号 橋本市国民宿舎設置及び管理条例を廃止する条例について

から、日程第4 議案第43号 橋本市自然体験施設設置及び管理条例を廃止する条例について までの3件

○議長（中西峰雄君）日程第2 議案第28号 橋本市国民宿舎設置及び管理条例を廃止する条例について から、日程第4 議案第43号 橋本市自然体験施設設置及び管理条例を廃止する条例について までの3件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 23番 井上君。

〔23番（井上勝彦君）登壇〕

○23番（井上勝彦君）皆さん、おはようございます。

ただ今より、経済建設委員会の委員長報告をいたします。

去る3月10日の本会議において、本委員会に付託された議案第28号 橋本市国民宿舎設置及び管理条例を廃止する条例について、議案第42号 やどり温泉いやしの湯設置及び管理条例について、議案第43号 橋本市自然体験施設設置及び管理条例を廃止する条例について を審査するため、3月16日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第28号は、国民宿舎紀伊見荘の指定管理者との協定が平成23年3月31日をもって満了することに伴い、今後は民間活力による施設の有効活用と宿泊業の継承を行うため、条例の廃止を行うものである。

委員から、指定管理者制度によって国民宿舎紀伊見荘を指定管理にした今までの取り組みに対し、どのような総括を考えているのかとのただしがあり、紀伊見荘の指定管理は平

成18年から5年間であり、紀伊見荘の経過等を踏まえて、指定管理の協定を結んだ。現状を見た場合、経営ノウハウの有無や財力等を慎重に審議して指定管理者を決めていく必要があると認識している。紀伊見荘については、指定管理期間内でもかなり経営が苦しいというのが現状であったが、平成21年度から根古川地域振興協会も経営を意識した中で経営努力を図っており、平成21年度、22年度においても最終的には黒字決算になる状況まで努力いただいたことについては評価をしている。今後、国民宿舎紀伊見荘の経理を含めた総括を行い議会に報告をしていきたいとの答弁がありました。

議案第42号は、本市の観光案内、物産、催し等の情報を提供することにより、観光の振興及び地域の活性化を図るため、観光交流施設やどり温泉いやしの湯を平成23年10月1日から供用開始するため、設置及び管理条例を制定するものである。

委員から、本館での入浴時間について ただしがあり、本館の入浴時間が午前11時から午後9時までという時間設定については、近隣の温泉施設の入浴時間を参考に設定しているとの答弁がありました。

入浴料金の設定基準及び市内利用者、市外利用者が同一料金になっていることについて ただしがあり、入浴料金の設定基準については、近隣の入浴施設かもきみの湯、きらく湯、風の湯、野半の里蔵乃湯、美嶋温泉等を参考にし、大人600円、小人300円に設定した。また、市内、市外同一料金については、観光施設として広く市外からも受け入れたいと考えていることや、将来の経営を勘案した結果、同一料金としたとの答弁がありました。

宿泊者と日帰り入浴者の見込みと収益について ただしがあり、宿泊者数と日帰り入浴者数を合計して、年間約1万人を見込んでい

る。宿泊については稼働率を四季に分けて春40%、夏80%、秋50%、冬20%の割合で計算をし、年間2,783人の宿泊利用者を見込んでいる。日帰り入浴の利用者数は、年間利用見込み人数7,217人の利用を見込んでおり、1日平均20人程度である。本施設の収支は、宿泊収入、入浴収入や、施設内の飲食、物品の販売等を加味して、年間売上を3,632万9,880円と試算している。売上原価を1,208万1,564円と見込んでいるので、総利益は2,424万8,316円となり、施設の維持管理費を除き、純利益91万8,000円と見込んでいるとの答弁がありました。

最寄りの駅から観光交流施設やどり温泉いやしの湯までの交通手段について ただしがあり、本施設は一観光施設ではなくて、世界遺産である高野山との観光拠点の連携という中で、新たに路線バスをつくっていくという想定であるが、基本的には利用者の送迎等を含めた交通手段については指定管理者にお願いしたいと考えているとの答弁がありました。

議案第43号は、自然体験施設ひこばえの里は年々利用者が減少しており、また北宿地内に観光交流施設も建設することから、指定管理の期限が満了する今年度末をもって本施設を閉鎖するものであり、委員会は先に現地へ赴き調査の後、審査を行いました。

委員から、指定管理を継承せず新たに彦谷区に貸与することについて ただしがあり、本施設は行政財産であり、また同一地域にやどり観光交流施設が今秋オープン予定であるので、彦谷区が無償で利用できるよう貸与契約を結び自主運営とするものであるとの答弁がありました。

自然体験施設の建設費用及び建設場所について ただしがあり、全体事業費4,300万円で、平成12年度に輝け和歌山21世紀ふるさとづく

り事業として4割の県費補助金をいただいている。建設場所については彦谷区がごみの最終処分場の維持管理委託を受けていること、また本施設は区民の雇用の場となっていることや、同区内にある学校法人から宿泊施設等建設要望もあり、現在の位置としたとの答弁がありました。本施設の建設に対する起債及び今後の維持修繕費について ただしがあり、県費補助金以外はすべて市費であり、起債の償還は発生しない。維持修繕費については、市の集会所改修等の規程を参考に調整したいと考えているが、ごみの最終処分場の条件整備として建設した施設であり、今後も継続して話し合いを行いたい との答弁がありました。

以上で、報告を終わります。

○議長(中西峰雄君)ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)質疑がないようので、質疑を終結いたします。

これより、議案第28号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、議案第28号 橋本市国民宿舍設置及び管理条例を廃止する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中西峰雄君)起立多数であります。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、議案第42号 やどり温泉いやしの湯設置及び管理条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、議案第43号 橋本市自然体験施設設置及び管理条例を廃止する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第31号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてと

日程第6 議案第32号 橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について の2件

○議長(中西峰雄君)日程第5 議案第31号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する

条例について と、日程第6 議案第32号 橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について の2件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 4番 松浦君。

〔4番（松浦健次君）登壇〕

○4番（松浦健次君）去る3月10日の本会議において、委員会に付託された議案第31号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第32号 橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について を審査するため3月17日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第31号は、国民健康保険税の減免基準については、現在内規で定めているが、公表を前提として策定したものではなかったため、市民に公表できるよう規則の制定を進めてきた。しかし、現条例には規則への委任項目がないため、今回国民健康保険税の減免に関する規則を制定するにあたり、規則への委任条項を追加するものである。また、減免対象者に関する条文をよりわかりやすくするための文言追加や通常災害時等の減免措置を迅速に対応できるよう、会議決の要件を外すなどの改正を行うものである。委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第32号は、和歌山土砂災害マップで危険地域に該当するとされた三石保育園を新築移転するにあたり、移転後の保育園の公設民営化を実施するため、指定管理者に市立保育園の管理を行わせることができるように改正するものである。なお、三石保育園については、平成23年度に指定管理者の選定、造成工事、園舎設計を行い、24年度の新築工事を経て、平成25年4月開園予定である。

委員から、本条例第4条第2項で定める指

定管理者が管理する保育園の保育時間及び休園日に関する規則について ただしがあり、本条例の改正に伴い、橋本市立保育所条例施行規則についても、指定管理者に保育所を運営させるにあたり、保育園運営上、規則内の「市長」、「園長」を指定管理者に読み替えるよう改正を行っている との答弁がありました。

○議長（中西峰雄君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第31号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第31号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

今回の一部改正は、三石保育園を指定管理者による管理に変更するためのものです。高野口こども園は5,500万円、すみだこども園

は7,000万円経費が削減されるということからも、民営化は経費削減が目的であるのは明らかです。平成21年度の高野口こども園指定管理における収支状況を見ますと、職員一人当たりの人件費は平均250万円であり、低い給与で働く保育士の固定化です。橋本市の未来を担う子どもたちを保育するのに施設が基準に合っているというだけでは十分とは言えません。保育環境を整えることが必要です。そのためにも、経費削減のための民営化には反対です。したがって、橋本市立保育園条例の一部を改正する条例について反対をいたします。

○議長（中西峰雄君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第32号 橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中西峰雄君）起立多数であります。

よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。